

平成30年第16回
美幌町農業委員会総会議事録

平成30年7月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 平成30年7月25日(水) 午後1時30分から午後2時13分

2. 開催場所 美幌町議会 議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

	1番	日下	優君	農地部会長	2番	白石	愛君
会長職務代理者	3番	大西	政雄君		4番	根塚	信義君
	5番	中村	寿恵子君		6番	小林	勝義君
	7番	小泉	豊和君	振興副部会長	8番	加藤	安弘君
	9番	佃	徹君		10番	寺本	恵二君
	11番	日並	一三君		12番	重清	幸良君
	13番	木村	勝		15番	日並	洋君
	16番	齋藤	一男君	農地副部会長	17番	東	砂裕理君
振興部会長	18番	千葉	正美君		19番	松本	訓宜君
会長	20番	鈴木	幸往君				

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井	祐二君	総務担当主査	佐々木	鑑仁君
総務担当	中谷	賢司君	臨時筆生	寺田	裕子君

議事日程

平成30年第16回 美幌町農業委員会総会
平成30年7月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 報告第30号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日程第6 | 報告第31号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第7 | 議案第54号 | 農業経営基盤強化促進法第18第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第8 | 議案第55号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 議案第56号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第10 | 議案第57号 | 現況証明願について |
| 日程第11 | 協議第9号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

(ブザー)

議長 事務局長	<p>ご苦労様です。</p> <p>本日の出席委員は19名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので、只今より平成30年第16回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。</p>
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名します。議事録署名委員は議席番号17番東委員、同じく議席番号18番千葉委員を指名します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。</p>
議長 事務局長	<p>日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。</p> <p>諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案4件、協議1件となっております。朗読については省略させていただきます。なお、議席番号14番西委員、本日欠席の旨届け出がありました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。</p>
議長	<p>日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。何かご質問はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長 総務担当	<p>日程第5、報告第30号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p> <p>【報告第30号 議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認致しましたので報告致します。以上よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

議 長	ご異議なしと認め、報告第30号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告」については承認することに決定を致します。
議 長	日程第6、報告第31号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。内容番号24号から25号は関連がございますので一括上程を致します。
総務担当主査	内容番号24号と25号について一括してご説明致します。 本件は現在農用地利用集積計画により賃貸借している農地を現在の賃借人に売買するため合意解約したものです。賃貸人は〇〇の〇〇さん、契約期間は平成24年4月23日から平成34年4月30日までの10年間。合意解約並びに土地の引き渡しは平成30年7月17日でございます。内容番号24号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。続いて内容番号25号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。以上、よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号24号から25号は承認することに致します。内容番号26号。
総務担当主査	内容番号26号についてご説明致します。 本件は公益財団法人北海道農業公社から10年間借り受けし、本年9月で期間満了を迎え農業公社から売り渡しを受ける予定でしたが賃借人が今季限りで離農することとなったため合意解約したものです。賃貸人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成20年10月27日から平成30年9月7日までの10年間、合意解約並びに土地の引き渡しは平成30年6月21日でございます。以上、よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号26号は承認することに致します。報告第31号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は承認することに決定致します。
議 長	日程第7、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号98号から99号は関連がございますので一括上程を致します。
総務担当主査	はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全3件で内容につきましては売買2件、農業公社からの売渡が1件となっております。 内容番号98号から99号について一括ご説明致します。本件は先の報告第31号内容番号24号並びに25号で合意解約した案件で売買案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さんでございます。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転の時期は平成30年7月26日、代金の支払期限は平成30年8月30日、利用調整日は平成30年7月17日でございます。内容番号98号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。続いて内容番号99号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。所有権の移転を受ける者は〇〇

の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7 番

内容番号98号と99号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は平野さんの離農跡地を現在、〇〇さん、〇〇さんが借りていますが、今回、売買することになったものです。〇〇さんは家族ふたりで小麦、甜菜、豆類を作付けし、また〇〇さんは家族3人で酪農を営んでおり、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号98号から99号は適当と認めます。
内容番号100号。

総務担当主査

内容番号100号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。

本件は先の報告第31号、内容番号26号で合意解約した案件で農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年7月26日、代金の支払期限は平成30年8月24日、利用調整日は平成30年6月28日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

16 番

内容番号100号につきましては、只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが購入する予定でしたが今限りで離農することになったため、あっせん調整の結果、〇〇さんが購入することになったものです。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号100号は適当と認めます。議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第8、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号47号。

総務担当主査

はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全4件で内容につきましては使用貸借3件、売買1件となっております。

内容番号47号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧ください。本件は借受人の兄から弟への使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人はmの〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権で

ございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料7ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号47号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんの母親の土地については既に経営移譲されておりますが、今回、兄の〇〇さん所有の農地について使用貸借をするものです。〇〇さんは家族ふたりで畑作三品を作付けし意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを7月17日、小林委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号47号は適当と認めます。
内容番号48号。

総務担当主査

内容番号48号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧ください。

本件は経営移譲当時、現況地目が山林だった土地が現在畑であるため今回使用貸借するものです。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料9ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号48号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は経営移譲の際、山林だった土地が現在は畑となっているため、〇〇さんが法人に対し使用貸借するものです。〇〇さんは法人化し畑作三品のほかに人参、玉ねぎを作付けし意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを7月17日、小林委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号48号は適当と認めます。
内容番号49号。

総務担当主査

内容番号49号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧ください。

本件は経営移譲当時、現況地目が山林だった土地が現在畑であるため所有者が法人に対し売買するものでございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料11ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満

	<p>たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
5 番	<p>内容番号49号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件も経営移譲の際、山林だった土地が現在は畑となっているため、〇〇さんが法人に売買するものです。〇〇さんは法人化し、畑作三品のほか人参、大根、キャベツを作付けし意欲的に営農されております。 なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを7月17日、小林委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号49号は適当と認めます。 内容番号50号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号50号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧いただけます。 本件は経営移譲当時、現況地目が山林だった土地が現在畑であるため今回使用貸借するものでございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。 以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料13ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
5 番	<p>内容番号50号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件も経営移譲の際、山林だった土地が現在は畑となっているため、〇〇さんが〇〇さんに使用貸借するものです。〇〇さんは家族三人で畑作三品を作付けし意欲的に営農されております。 なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを7月17日、小林委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号50号は適当と認めます。議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号5号。</p>
総務担当	<p>内容番号5号についてご説明致します。参考資料は15ページから17ページをご覧いただけます。 申請者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、農地区分は農業振興地域農用地区域内第1種農地でございます。転用目的は農舎建築で計画の概要は施設建築面積が〇〇㎡、資材置き場が〇〇㎡、工事期間は許可日から平成31年10月末日までを予定しております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
17 番	<p>内容番号5号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p>

	<p>この案件は〇〇さんが規模拡大のため新しい農舎が必要になったことから住宅の向かい側にある既存農舎に隣接する農地を転用し農舎を新築するものです。申請地は他の農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみてやむを得ないものであると7月13日に日下委員と西委員で現地確認しておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。 内容番号6号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号6号についてご説明致します。参考資料は18ページから21ページをご覧願ひします。</p> <p>申請者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農業振興地域農用地区域内第1種農地でございます。転用目的は後継者住宅建築で計画の概要は土地造成〇〇㎡、住宅建築〇〇㎡、工作物建築として駐車場、物置、通路、取り付け道路などで〇〇㎡、工事期間は許可日から平成31年7月31日までを予定しています。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。</p>
3 番	<p>内容番号6号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんの長男が町内のアパートに住み、家族が増え狭くなったことと通いで畑に出向いており、農作業の効率化を図ることから申請地に住宅を新築するものです。申請地は他の農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみてやむを得ないものであると7月12日に松本委員と現地確認しておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号6号は適当と認めます。議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第57号「現況証明願ひについて」を議題と致します。 内容番号23号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号23号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧願ひします。</p> <p>願ひ出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願ひ出理由は土地地目変更登記のため土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。</p>
3 番	<p>内容番号23号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この土地は〇〇さんの住宅の東側に隣接している場所で宅地の一部として使用されており、かなり前から畑として使われておらず農地・採草放牧地以外であることを7月12日、松本委員、重清委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号23号は適当と認めます。 議案第57号「現況証明願ひについて」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>

	す。
議 長	日程第11、協議第9号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。
総務担当主査	<p>協議第9号について、ご説明致します。</p> <p>本件は7月6日付けで美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において同計画の変更を行うため、意見を求められたもので農用地区域への編入が10件、除外2件、用途区分変更1件でございます。</p> <p>はじめに編入についてご説明致します。編入の申請理由はすべて土地改良事業参加のためでございます。議案12ページからまいります。内容番号1号です。参考資料は26ページをご覧ください。申請者は田中の寺崎剛さんでございます。土地の所在地は田中395番2、面積は13,286㎡でございます。内容番号2号です。参考資料は27ページをご覧ください。申請者は田中の横山広光さんでございます。土地の所在地は日並6番3他計2筆、面積は合計21,121㎡でございます。内容番号3号です。参考資料は28ページをご覧ください。申請者は日並の日並洋さんでございます。土地の所在地は日並175番2他計2筆、面積は合計6,248㎡でございます。内容番号4号です。参考資料は29ページをご覧ください。申請者は田中の株式会社一戸農場でございます。土地の所在地は田中1226番3他計2筆、面積は合計2,090㎡でございます。内容番号5号です。参考資料は30ページをご覧ください。申請者は報徳の有限会社大西農場でございます。土地の所在地は報徳111番1、面積は9,555㎡でございます。内容番号6号です。参考資料は31ページをご覧ください。申請者は報徳の森下徹さんでございます。土地の所在地は報徳185番3他計3筆、面積は合計9,612㎡でございます。議案13ページに移りまして、内容番号7号です。参考資料は32ページをご覧ください。申請者は報徳の株式会社村上農場でございます。土地の所在地は報徳434番62、面積は486㎡でございます。内容番号8号です。参考資料は33ページをご覧ください。申請者は報徳の有限会社漆原農場でございます。土地の所在地は報徳463番62、面積は16,650㎡でございます。内容番号9号です。参考資料は34ページをご覧ください。申請者は報徳の大林農園株式会社でございます。土地の所在地は報徳270番1内他計3筆、面積は合計24,533㎡でございます。内容番号10号です。参考資料は35ページをご覧ください。申請者は報徳の溜井義彦さんでございます。土地の所在地は報徳118番2他計8筆、面積は合計86,905㎡でございます。</p> <p>次に除外についてご説明致します。内容番号18号です。参考資料は36ページをご覧ください。申請者は豊幌の大西政雄さんでございます。土地の所在地は豊幌104番20、面積は4,787㎡、申請理由は太陽光発電設備設置のためでございます。内容番号19号です。参考資料は37ページをご覧ください。本件は先の議案第56号、内容番号6号農地法第4条転用許可申請でご審議いただいた案件でございます。申請者は豊幌の石川敏彦さんでございます。土地の所在地は豊幌170番8、面積は982㎡、申請理由は後継者住宅建築のためでございます。</p> <p>最後に用途区分変更についてご説明致します。内容番号1号です。参考資料は38ページをご覧ください。本件は先の議案第56号、内容番号5号農地法第4条転用許可申請でご審議いただいた案件でございます。申請者は福住の刈谷武さんでございます。土地の所在地は福住639番1内、面積は1,035.58㎡、申請理由は農舎建築のためでございます。</p> <p>今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	ご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、協議第9号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了しました。
これをもちまして、第16回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後2時13分